長野県宮田村における農地転用の発生プロセスの把握に関する研究

5216D006-7　稲葉悠介※
Yusuke Inaba

長野県宮田村では、ここ数十年の間に高度経済成長期の人口増加、高齢化による農業の担い手不足などが原因で、農地転用を伴う土地利用の変化が顕著に見られている。本研究は、長野県宮田村において、農地転用の実態からその発生プロセスを把握する。そのため本研究では、村内の役場で管理される農地転用申請書類を調査、データベースを作成した土地利用の変遷を構造的特徴として把握し、GIS上で空間的特性を分析した。結果昭和54年から平成28年における長野県宮田村の農地転用は全体的には減少傾向にあるものの、大規模農地転用の増加が明らかになった。また個人による転用の発生パターンの類型化から一部の転用発生プロセスを明らかにした。

Keywords：長野県宮田村 農地転用 土地利用 連担性

１．　研究の背景と目的

１．１　研究の背景

超高齢・人口減少社会に移行した我が国では、地域社会の土地利用において様々な課題が生じている。都市計画区域外における無秩序な開発によるスプロール化したエリアの縮退が見られ、農村部においては農業振興地域内での農振除外を伴った開発が依然として見られる。これらは既存の土地利用計画及び実態が社会の変遷に伴う住民のライフスタイルの変化に対応しきれていないことの現れであると考えられる。

中山間地域に属する農村部である長野県宮田村においては、農業振興地域内での宅地をはじめとする開発がすでに高度経済成長期の頃から見られる。これらは当初は人口増加に対する宅地供給としてある程度計画的に行われてきた。しかし、それ以外に農業人口の減少や核家族化による世帯数の増加といった村民の職住形態の変化を背景とする個別的な土地利用の変化が、農地転用を伴って行われてきている。

このように様々な転用理由による農地転用を伴った開発申請は、農振除外の審査手続きを必要とするため、その申請書類から実態を把握することができる。

今後も人口減少が加速しライフスタイルの変化が起こりうる長野県宮田村において、これまでの農地転用実態にもとづいた土地利用変化の発生プロセスを把握することは今後、有機的な土地利用計画の作成のために意義があると考えられる。

１．２　研究の目的

本研究は、長野県宮田村の農地転用の変遷の特徴を明らかにすることを目的とする。そのために村内で行われる農地転用の申請書類をデータベース化し、転用立地の空間的特性を分析し、同村における農地転用の発生プロセスを考察する。

２．　先行研究の整理及び本研究の位置付け

２．１　先行研究

本研究に関連する研究として、地域の土地利用計画に関する研究、長野県宮田村に関する研究、農地転用に関する研究が挙げられる。

（１）地域の土地利用に関する研究

地域の土地利用に関する研究として、鷹見[1]らは、田園地域における土地利用を取り巻く状況に対し、その質的向上を目指すため現行の土地利用計画の活用状況の問題点として国土利用計画の包括的な土地利用方針は具体的な施策に対する実効性が弱いこと、縦割りをはじめとする行政管轄の不自由さをあげ、その後土地利用計画施行における先進的事例を取り上げ、今後の制度のあり方について考察した。藍澤ら[2][3]は社会立地性の異なる複数のエリアにおける土地の地目と所有の変化を追うことで、宅筆化、分筆化から土地利用の変化実態を把握した。そこから、社会立地特性ごとに土地所有、耳目の変化の変容時期及びゾーン分化が異なること、宅地筆化と分筆化の２つの行為では発生件数が合い判しながら増加し、また他との今日主体による宅地筆の位置関係において５つのパターン化を行った。

（２）長野県宮田村に関する研究

長野県宮田村を研究対象地とした研究として、星[2]、山崎[3]らは宮田村の特徴的な農業システムである「宮田方式」に着目し、その展開と構造、問題点について研究を行った。木村[4]らは、宮田村で行われた県営圃場整備に対する農家の意識調査を詳細な調査とヒアリングによって明らかにした。いずれの先行研究も、宮田村の農業に焦点を当てたものであり、村内の農地を村民一人一人で管理するのではなく、村で一括管理し、所有者と耕作者を分けることで、村全域を一つの農場とする「宮田システム」が全

※早稲田大学創造理工学研究科建設工学専攻　景観デザイン研究室　修士２年

国的に稀少であり、これが宮田村を特徴付ける大きな要因であると結論づけている。大村[5)6)]は長野県宮田村の農業振興地域内での宅地の増加に着目し、歴史的景観キャラクタライゼーションによる土地利用復元図の作成及び、県営圃場整備後の農地転用による土地利用の実態把握、転用農地の空間構造分析を行った。これにより、農地転用の６割が農振除外を行い、８割以上が既存宅地に連担していることを把握した。

（３）農地転用に関する研究

藤居ら[67]は、地方都市縁辺部における都市開発と農地転用の動向を見るべく、長野市の市街化区域外を対象に都市計画による区域区分決定以降の農振除外、農地転用、都市計画上の開発許可の動向の把握、開発許可と関係性のある要因の抽出と開発許可の空間的特性の把握を通して土地利用の規制における問題点と課題を検討した。その結果、特に行政主体で行われた農振除外、公的転用が長野市のスプロール化を促進させたことを把握した。鵜ら[8)]はモータリゼーションの進展等の社会背景から、農村地域の都市的土地利用が進み様々な問題が起こっているとし、農地転用から宅地開発に至る土地利用の変化のプロセスを明らかにするため、この把握を行なった。いずれの研究も、農地転用の申請状況の把握に、人口動態や空間的整理を組み合わせることでその実態の把握を行なっている。

２．２　研究の位置付け

本研究は、大村の研究の継続研究となる。長野県宮田村を対象地とした研究として大村は歴史的景観キャラクタライゼーションなどの分析のほか、農地転用の実態把握を行なっているが、県営圃場整備終了後の昭和54年から現在までのデータを、3年おきに集計し、分析を行うにとどまった。本研究では、大村の手法を踏襲しながら、対象とする期間全ての調査を行い、まずは大村の農地転用実態調査の高精度化を目指す。また、GIS を用いて転用申請データ、転用立地を分析することで農地転用による宮田村村内の土地利用変化を視覚化し、空間的な特徴の把握を目指す。

そこから、期間内の村内全体の農地転用の傾向を把握し、転用者、転用理由などの観点から転用農地の関係性を局所的に考察することで農地転用の起きるプロセスの解明を行う。その知見に基づき、今後の個人的な土地利用の変化を想定し、これに対する土地利用計画のあり方を考察する点に本研究の新規性がある。

２．３　研究の流れ

本研究の方法について説明する。

（１）農地転用申請書類のデータベース化

長野県宮田村における宅地の増加に大きな影響を与えていると考えられる農地転用の実態把握を行う。そのため、行政が管理・保有している農地法第４条、５条の農地転用の申請書を閲覧し、昭和54年から平成28年の間における転用申請をデータベース化する。

（２）データの分析による農地転用の内容・時系列の概要把握

農地転用の実態把握として、農地転用申請データベースから分析を行う。転用件数、面積に着目しその傾向と特徴の把握を行う。

（３）GISによる転用農地の空間的把握

転用農地の情報をGISによって空間的に分析する。具体的には、立地特性、開発時期、既存宅地と連担性などを視覚化する。これによって農地転用の空間的特徴を把握する。

（４）考察

データの分析及びGISによる空間的構造の把握に基づいて、長野県宮田村における農地転用のプロセスをモデル化し、考察する。

３．　対象地の概要

本研究で対象地とする長野県宮田村は長野県南部の上伊那郡に位置する。人口は9,107人、世帯数は3,337世帯である（平成29年11月1日時点）。北に伊那市、南に駒ヶ根市に挟まれ南北の交通動線が貫通している。東西11km、南北3.8kmの宮田村は54.52kmの面積の半分以上が中央アルプス駒ヶ岳に至る山地であり、南端に大田切川、東端に天竜川が流れる宮田村の地形は大田切川の左岸の扇状地である平野部に人口が集中し水田と市街地が形成され、さらに太田切川などによって開折された河岸段丘が存在する。

稲作をはじめとする農業が盛んな宮田村では、宅地などの開発に農地転用、農振除外が伴うケースが非常に多い。故に、同村において土地利用計画を考える上で農地転用の把握を行う意義があると考えられる。

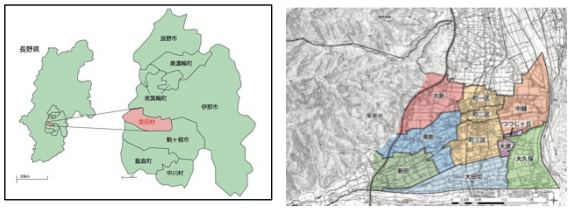

図3.1 長野県宮田村の概要図[11)]

４．　宮田村の農地転用の時系列・内容の概要把握

長野県宮田村における農地転用申請のデータベース化を行い、転用の特徴を把握した。

４．１　調査方法

調査対象として、宮田村役場産業推進室農政係が管理・保有する農地転用の申請書を閲覧した。表4.1に閲覧書の申請内容を記す。調査期間は昭和54年-平成28年とした。その理由は、昭和54年が県営圃場整備の全て終了した年であり、現在も残る道路や農地の整形が確定した年であるため、現在に至るまでの農地

転用による土地利用の変化を把握する対象としてふさわしいと判断したためである。**表4. 1**に閲覧した申請数について記す。

表4. 1申請書閲覧内容

項目	内容
年次	昭和 54 年～平成 28 年
月日	昭和 54/1/1～平成 28/5/11
農地法	4 条・5 条
申請者名	4 条 申請者 5 条 譲受人・譲渡人/借受人・貸付人
申請者職業	農業/会社員・公務員・団体職員/建設業・建築業/不動産/工業・製造業・加工業/サービス業/宮田村土地開発公社/無職/兼業農家/不明(無記入)
転用面積	面積(㎡)
建築棟数	棟数
転用目的	住宅/宅地分譲・建売住宅/アパート/工場/店舗・事業所/車庫・倉庫・物置/道路・通路用地/資材置き場/駐車場/敷地追加/太陽光発電/住宅兼事業所/その他
転用理由	自由記述
転用位置	町一区/町二区/町三区/北割/南割/新田/大田切/中越/大久保/大原/つつじヶ丘

４．２　農地転用の全体的傾向

(1)転用申請件数、面積、面積/件数

転用申請件数は平成6年をピークに減少傾向にある。対して転用面積は、全体的な傾向で見ると増加傾向にある(**図4. 1**)。

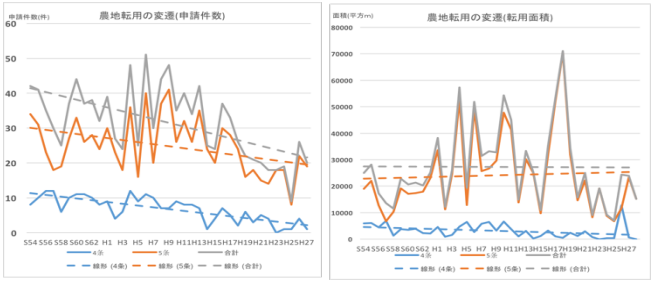

図4. 1 転用申請件数・面積の変遷

また、一件あたりの転用面積(**図4. 2**)は増加傾向にあり、ここから宮田村の農地転用は件数を減らしながらも、規模の大きい転用を増加していると言える。

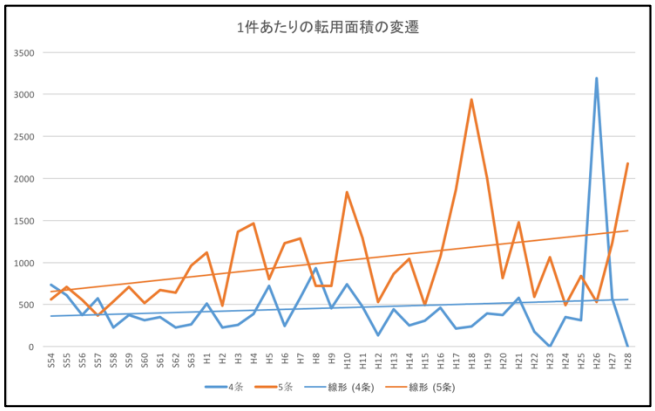

図4. 2 一件あたりの転用面積の変遷

(2)転用目的

転用目的別の割合(**図4. 3**)で最も申請件数が多いのは一般住宅、ついで駐車場、宅地分譲と続く。転用面積が最も大きいのは宅地分譲、ついで一般住宅、駐車場であった。

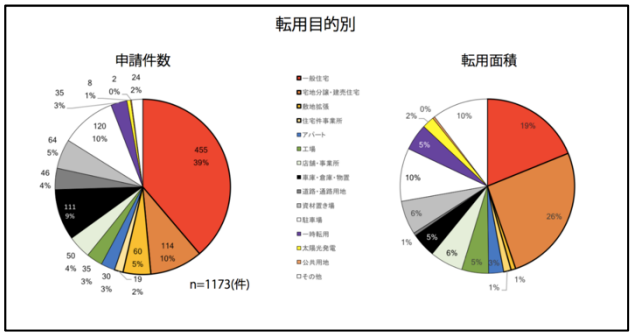

図4. 3 転用目的別申請件数・転用面積の内訳

また申請一件あたりの転用面積(**図4. 4**)が最も大きい転用目的は「その他」であり、ついで「太陽光発電」であった。これは、平成17年から22年の間に行われた大規模な砂利採取場による影響が大きい。これらに次ぐのが転用面積全体の26パーセントに及ぶ「宅地分譲・建売住宅」を目的とする転用であった。これは、不動産や宮田村土地開発公社による大規模な一括転用によるものである。

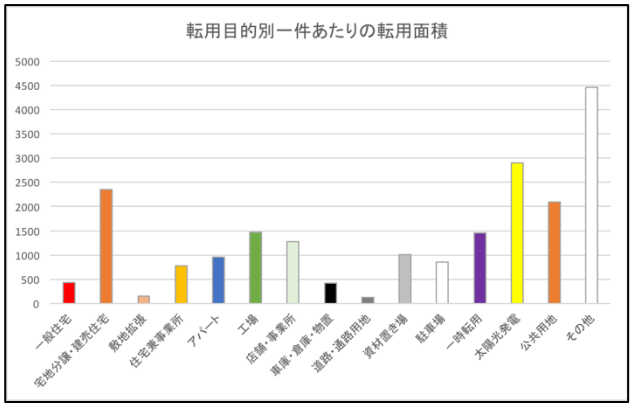

図4. 4 転用目的別一件あたりの転用面積

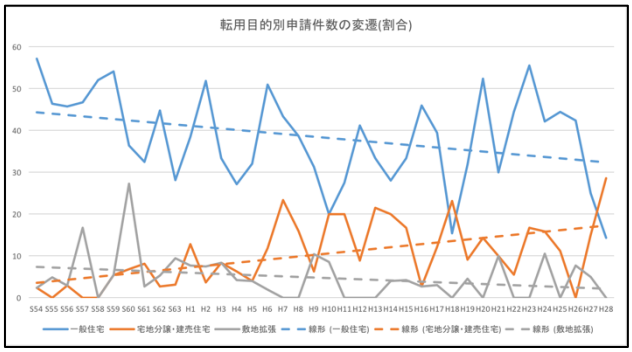

図4.5 一般住宅、宅地分譲の転用目的割合の変遷

転用目的の内訳の変遷を図4.5に示す。全体の転用件数は減少傾向にあるなか一般住宅の割合が10%減少しているのに対して、宅地分譲割合が10%増加していることが分かる。平成10年ごろから一般住宅よりも宅地分譲のための農地転用の方が多くなっており、これが一件あたりの転用面積の増加として現れている。

４．３　転用者職業

(1)4条申請者職業

4条申請者の職業(図4.6)で最も多かったのは、専業農家であり、ついで会社員・公務員・団体職員、自営・商業・住職と兼業農家であった。対象期間内の申請者職業の変遷(図4.7,4.8)はで全体の7割を占める専業農家、サラリーマンが60%減少している。これより、申請件数の減少はそのままこの二種類の職業従事者の申請件数の減少によるものだと考えられる。

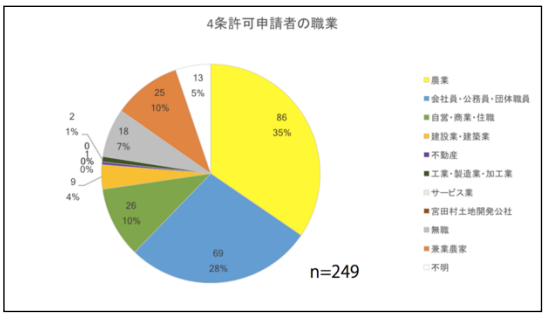

図4.6 4条許可申請者の職業

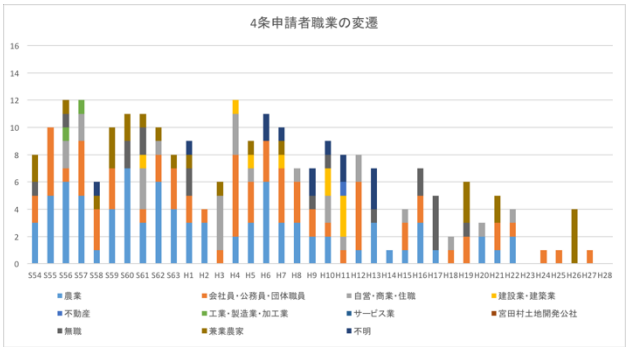

図4.7 4条許可申請者職業の変遷

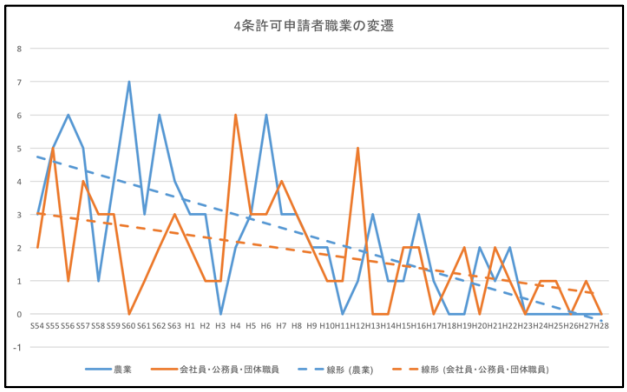

図4.8 4条専業農家とサラリーマンの申請件数の変遷

(2)5条提供者・利用者職業

5条申請の譲受・借受人(利用者)の職業(図4.9)で最も多かったのは会社員・公務員・団体職員であった。ついで建設・建築、自営・商業・住職、不動産、宮田村土地開発公社と10%前後で並ぶが、これは5条転用の転用目的の内訳と一致する。譲渡・貸付人(提供者)の職業で最も多かったのは専業農家であり、ついで会社員・公務員・団体職員、無職であった。

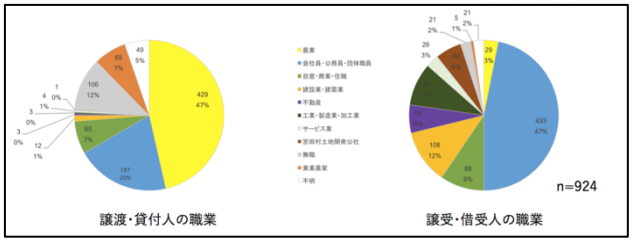

図4.9 5条許可申請者職業

譲受・借受人職業別の件数の変遷にはほぼ増減傾向は見られなかった。譲渡・貸付人の内専業農家のみ減少傾向にあり、専業農家が20%減少した分サラリーマンと無職が10%増加した傾向が見られた(図4.10)。

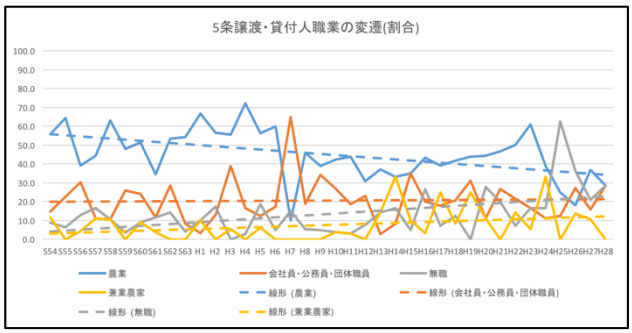

図4.10 5条譲渡・貸付人職業の変遷(割合)

これより、宮田村における農地転用の5条許可申請は多く農家による非農家への土地の提供によって成立しているとわかった。しかし、近年ではわずかずつ専業農家による提供が減少しており、それはそのまま農地転用の件数全体の減少につながっているとも言える。

(3)転用者職業と転用目的

5条許可において、譲受・借受人の職業と転用目的の関係を見る。**図4.11**に譲り受け・借受人の職業として最も多かった「会社員・公務員・団体職員」「建設・建築」「自営・商業・住職」の転用目的を示す。これより、最も転用件数の多い譲受・借受人であるサラリーマンの転用目的として「一般住宅」が最も多い。「建設・建築」は資材置き場としての転用が最も多い他には、宅地分譲・建売住宅の販売を行なっているのが目立つ。「自営・商業・住職」に関しては、「一般住宅」が最も多いが、営業利用としての駐車場のための転用、蔵・倉庫・車庫としての転用も多くみられた。

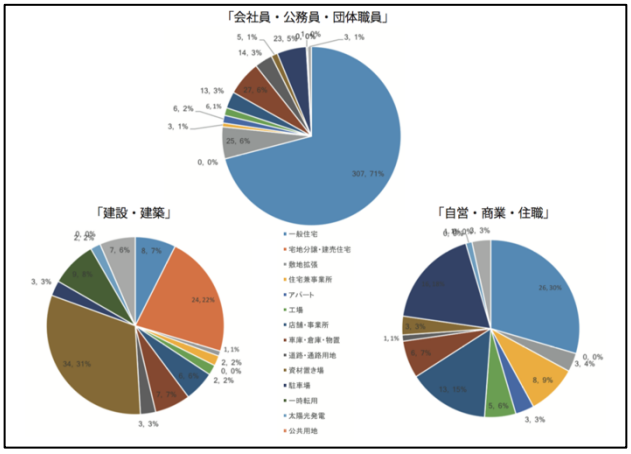

図4.11 譲受・借受人職業別転用目的

(4)転用者職業から見る農地転用の傾向

宮田村における農地転用において、4条、5条ともに土地の「提供者」「利用者」ともに専業農家、サラリーマンの存在が大きいことがわかった。大きな流れとしては、専業農家から提供された土地をサラリーマンが「一般住宅」に、建設・建築・不動産が「宅地分譲・建売住宅」に、その他の職業者にはその属性に沿った転用目的での転用を行っている。ただし、「提供者」としての専業農家の割合は減ってきており、その分サラリーマンの影響力が大きくなり、それに伴って宅地分譲の増加が見られると考えられる。

4．4　転用申請理由

申請書類に記入する「転用理由」欄に書かれた自由記述の転用理由を集計した。

(1)5条譲渡・貸付理由

5条申請において、譲受側の転用理由だけでなく、譲渡側の転用理由が描かれるものが、全体の3割程度だがあった、**図4.15**より理由の多くが「農業規模の縮小」「資金調達」である。転用職業別に譲渡・理由を集計した結果(**図4.13**)、「農業規模縮小」は専業農家の方が割合として大きく、「資金調達」はサラリーマンの方が多かった。また、「土地との縁がなくなり持て余す」という理由はサラリーマンに多く見られた。

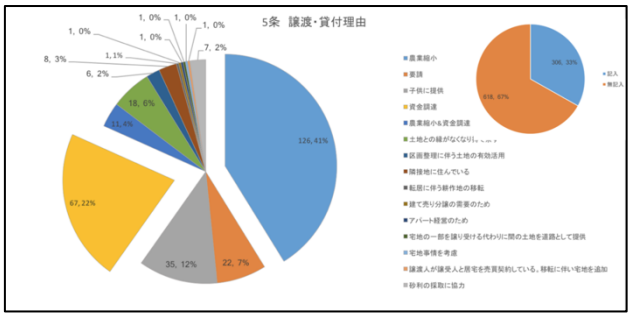

図4.12 5条譲渡・貸付理由

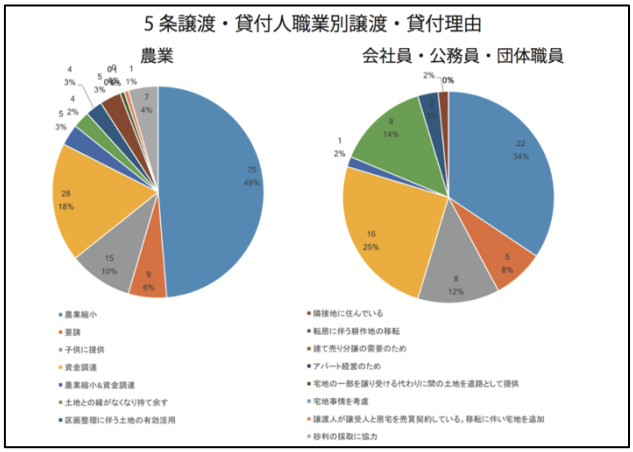

図4.13 5条譲渡・貸付人職業別譲渡・貸付理由

(2)「一般住宅」における4条と5条の転用理由

4条、5条それぞれで、最も転用件数の多い「一般住宅」「における転用理由を集計したものを**図4.14**, として以下に示す。

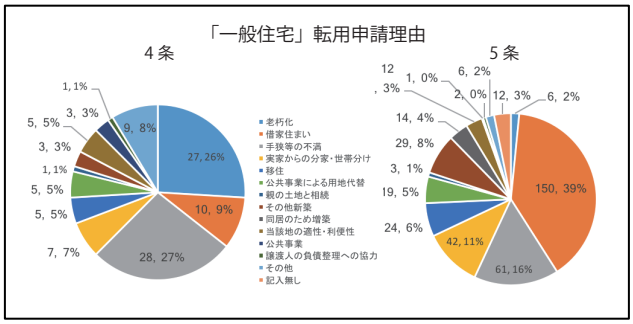

図4.14 一般住宅転用理由

4条申請の場合「老朽化」「手狭などの不満」が最も多い理由であるのに対し、5条の場合「借家」であることが最も多い理由となった。これは、自身で持つ土地を利用した農地転用である4条申請の背景にはすでに持ち家を持っている村民による転用、提供者から土地所有権を提供されて転用を行う5条の場合は、これを機にマイホームを持つという背景があると考えられる。

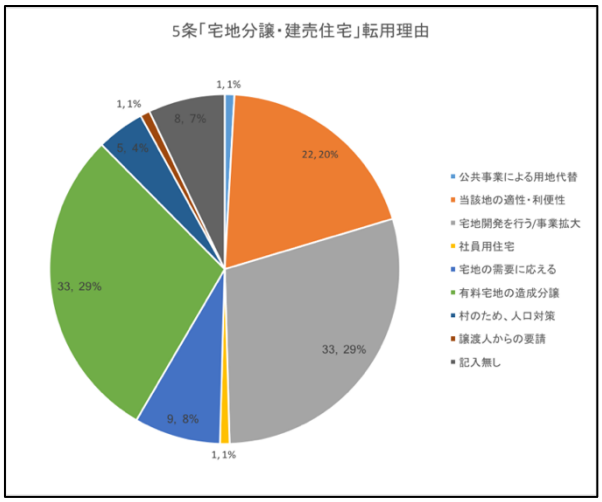

図4. 15 5条「宅地分譲・建売住宅」転用目的

5条転用の中で、一般住宅の次に件数が多かった「宅地分譲・建売住宅」の譲受・借受理由を図4. 15に示す。一般住宅においては、申請者個人の事情が書かれるケースが多いが、宅地分譲においては、「事業を行う」という内容や当該地の適性を転用理由としてあげているものが多い。これは、工場や事業所などの転用にも同様に見られる。ここから転用者の属性によるもので、個人的事情による転用と事業として行う転用では、申請の際「農振除外」に対する当事者意識が異なるのではないかと考えられる。

5． 転用農地の空間構造分析

転用位置図から、農地転用申請の転用立地を地形図上にプロットした(図5. 1)。

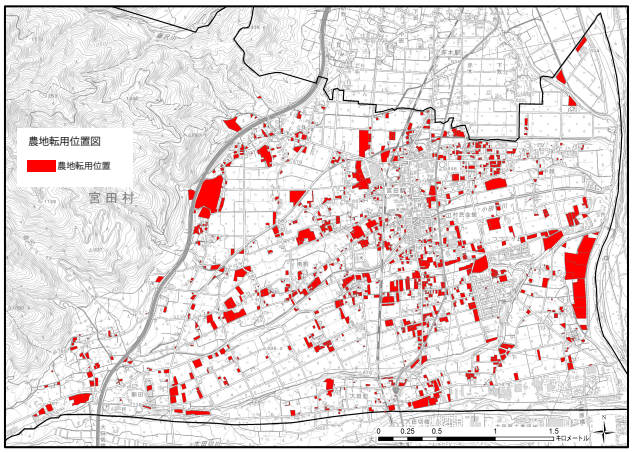

図5. 1 農地転用位置図

以下、項目ごとに立地特性分析を行い、転用立地の特性把握を行う。

5． 1 農地転用の立地特性分析

(1) 年次別

申請年次別にプロットしたものを図5. 2として以下に示す。

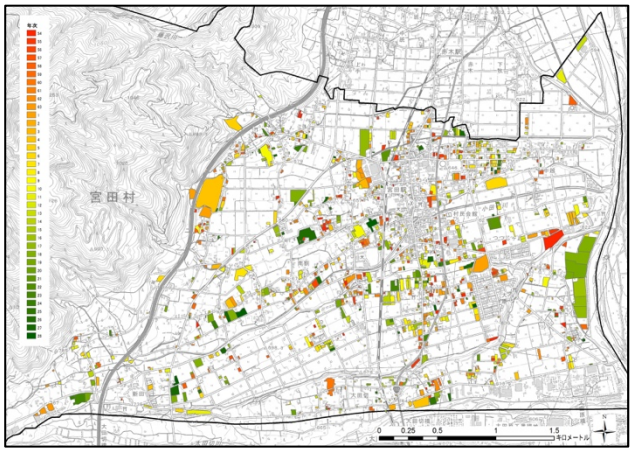

図5. 2 年次別転用位置図

年代別に転用農地をプロットした結果、顕著な立地傾向は見られなかった。しかし、大規模転用農地の多くが平成元年～20年の間に転用されており、また平成20年以降の転用農地は他の時期に比べて中心市街地の周辺に立地している。

(2) 転用目的別

転用目的別にプロットしたものを図5. 3として以下に示す。

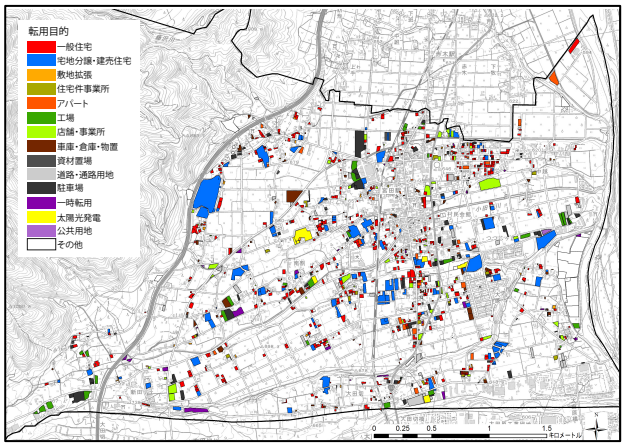

図5. 3 転用目的別位置図

農地転用全体で最も存在感のある「一般住宅」「宅地分譲・建売住宅」は村内全域に広く分布していることがわかる。「物置・倉庫・車庫」「道路用地」などの転用は既存宅地、既存転用に隣接して行われることもわかった。

(3) 行政区別

転用位置から行政区別に集計したものを図5. 4, 5. 5として、申請内容から行政区ごとの一件あたりの転用面積集計したものを図5. 6として以下に示す。

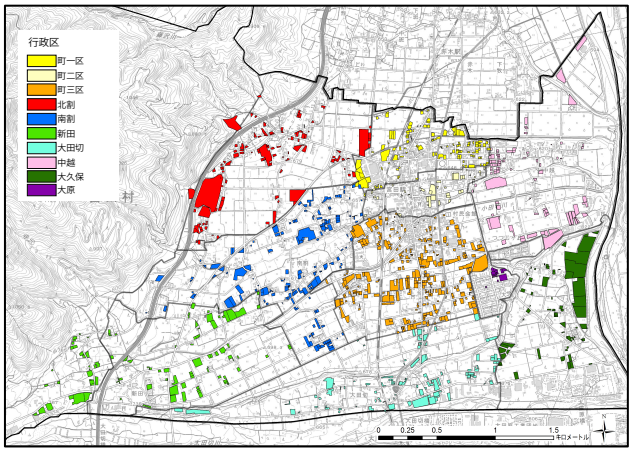

図5.4 行政区別転用位置図

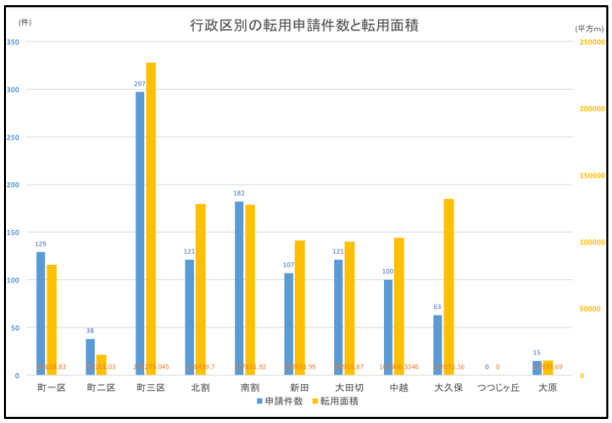

図5.5 行政区別転用申請件数と面積

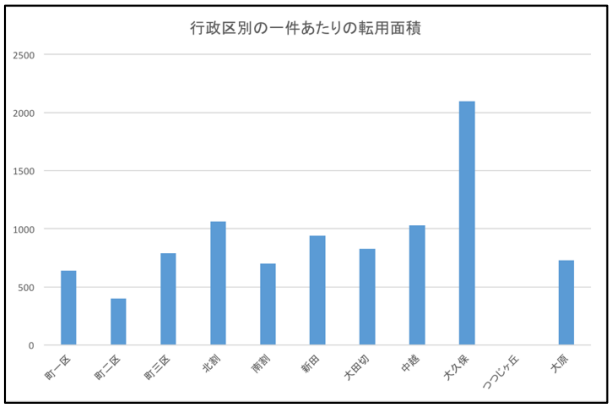

図5.6 行政区別一件あたりの転用面積

転用件数、面積共に町三区が最も高いが、一件あたりの転用面積にすると、砂利採取場のある大久保が最も大きく、ついで北割、中越、南割といずれも大規模な宅地造成のための転用が行われている行政区が続いた。また町割地区の転用件数も面積も変遷で見れば全体の傾向に対して横ばいであり、郊外部が全体的に年代を経るに従って一件あたりの転用面積が大きくなるということがわかった。ここから、中心市街地である町割地区とそれ以外では異なる農地転用の変遷が起きていると考えられる。

(4) 職業との位置関係

転用申請者の職業別にプロットしたものを図5.7-5.9として以下に示す。

4条転用の立地を見ると、全体の傾向に比べて、大規模転用が小さく、中心市街地の周辺部に転用が集中していることが見て取れる。多くの小規模転用の申請者は専業農家、無職などであり、目立つ中規模転用はサラリーマン、兼業農家である。 5条譲受・借受人の転用を見ると、とりわけ目立つのがサラリーマンと、建設・建築、不動産、宮田村土地開発公社である。サラリーマンは小規模転用含めて転用箇所が多く、村内全域に広がっている。対して宮田村土地開発公社による転用は村内における大規模転用の多くであり、これは複数の譲渡人から一括して農地を譲り受け、大規模宅地造成として転用を行なっているからである。

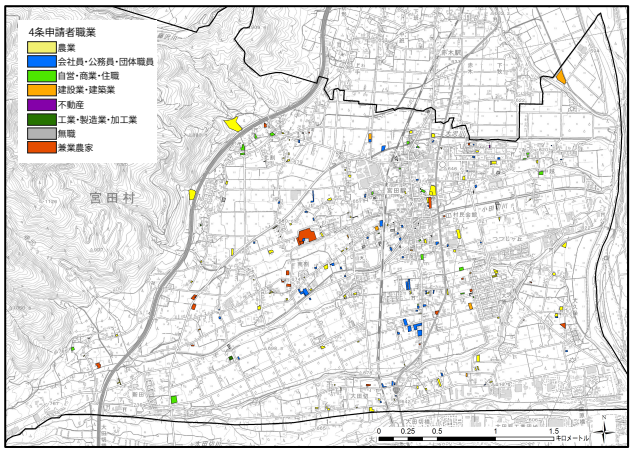

図5.7 4条申請者の職業別転用位置図

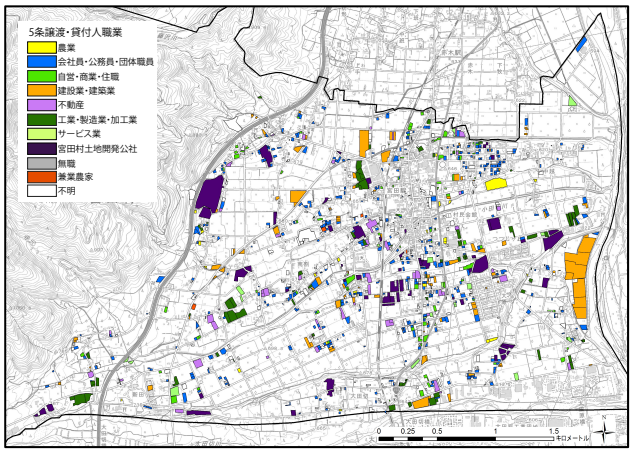

図5.8 5条譲受・借受人の職業別転用位置図

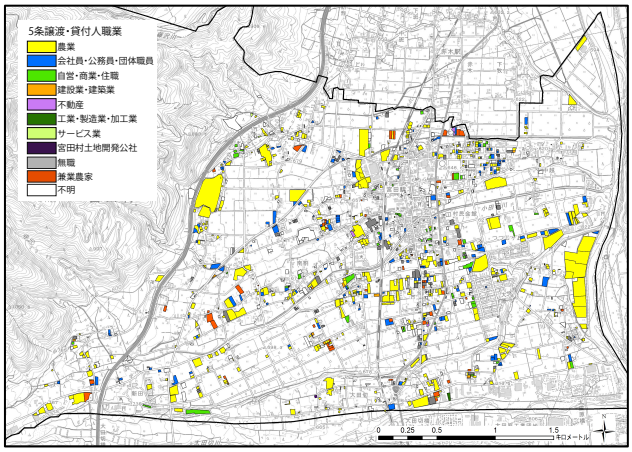

図5.9 5条譲渡・貸付人の職業別転用位置図

対して譲渡人ごとに転用位置を把握すると、専業、兼業問わず農業従事者よる譲渡・貸付が村内全域に広がっていることに対し、無職による譲渡・貸付は中心市街地周辺に固まっている。無職は平成20年以降転用が増えた譲渡・貸付人であり、この時期の転用立地傾向の変化として現れている。

(5)都市計画用途地域との比較

農業振興地域との関係を図5.10、図5.11に示す。

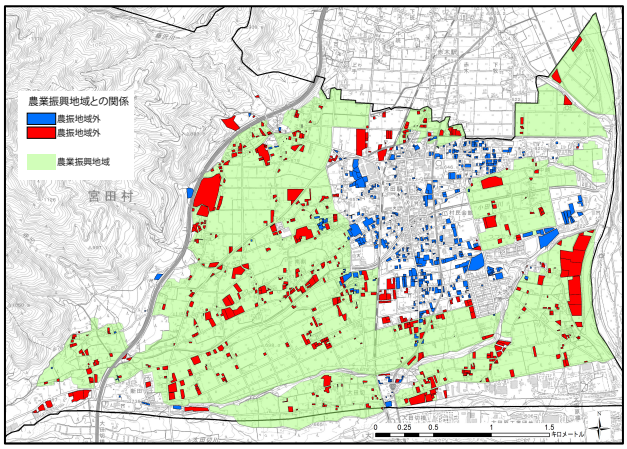

図5.10 都市計画用途地域および農業振興地域との関係図

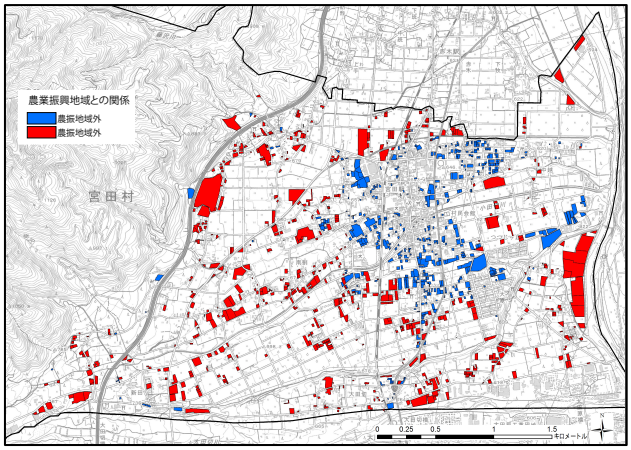

図5.11 農振除外の有無

宮田村における農地転用のうち、農業振興地域内で行われたため農振除外を伴ったものは、1173件中656件であった。農振除外を伴う転用の件数を図5.12、5.13として以下に示す。

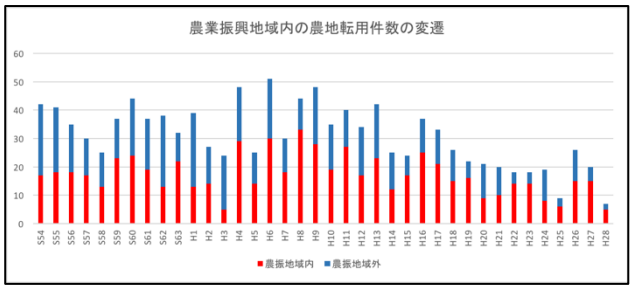

図5.12 農業振興地域内の農地転用件数の変遷

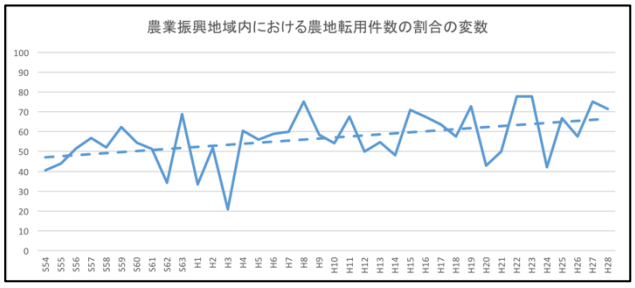

図5.13 農業振興地域内での農地転用の割合の変遷

転用全体の変遷を見ると、農振除外を伴う転用の傾向は増加している。この傾向は転用目的、職業に問わず見られる。

5．2 転用農地の連担性

「一般住宅」「宅地分譲」の転用農地を、既存住宅地との連担性に着目して分析した。この場合の連担とは、対象転用農地と、隣接する土地の用途が同一であることと定義する。つまり住宅系転用農地が転用時点で既存宅地、あるいは既存転用農地(住宅系)と隣接している場合、「連担性が強い」とし、転用農地が既存宅地と離れ、農地内で新規に転用される場合「連担性が弱い」ものする。577件の転用位置が把握できる住宅系転用農地の連担性傾向を、一般住宅目的を図5.14として、宅地分譲目的を図5.15として時系列順に示す。

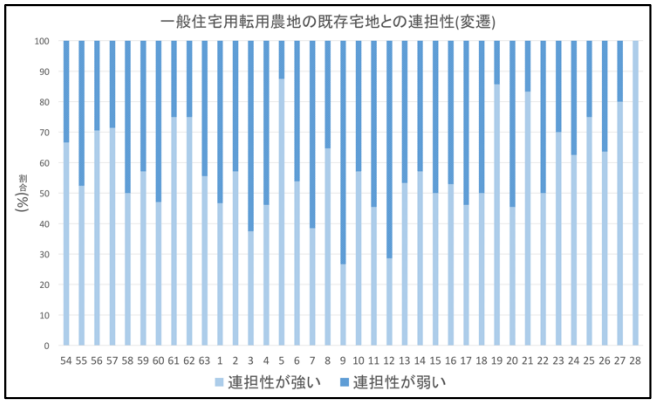

図5.14 転用農地の既存宅地との連担性(一般住宅)

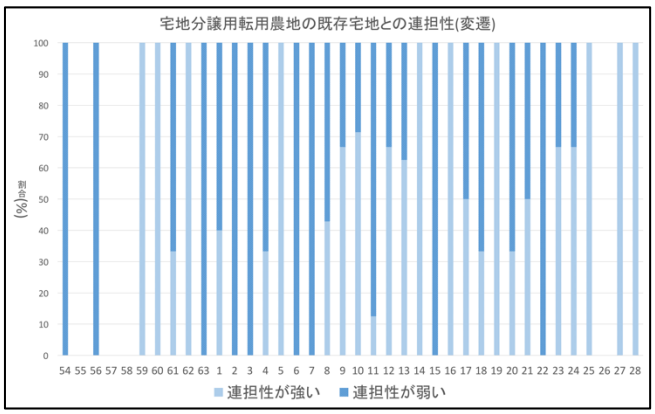

図5.15 転用農地の既存宅地との連担性(宅地分譲)

図5.14、図5.15から、一般住宅用転用農地に比べ、宅地分譲用転用農地の方が、連担性が弱いものが多いことが分かる。これより、宅地分譲用農地転用は一般住宅に比べ既存宅地と無関係に行われる傾向が強いと言える。

また、全体傾向を見たときの大規模転用が起きた平成5年から平成15年にかけて連担性が弱い転用の割合が増加しており、この時期に既存の転用農地と関係のない農地転用が多かったとわかる。

住宅系転用農地を連担性の強弱別に地図上にプロットしたものを図5.16として以下に示す。

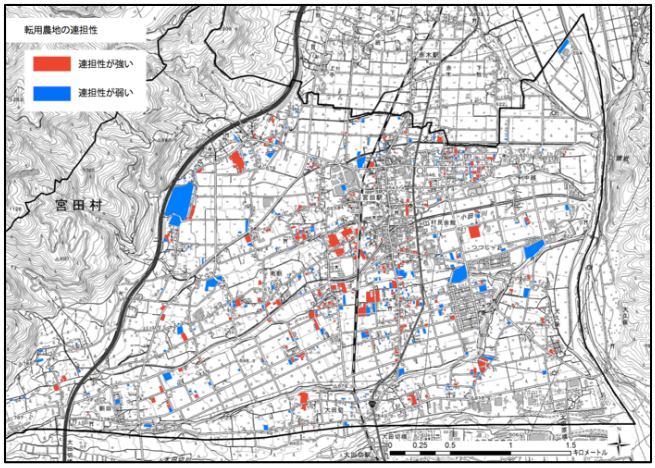

図5.16 転用農地の連担性に着目した転用立地図

全体的に、連担性が強い転用農地は町二区、三区に多く見られ、北割、南割、中越地区で行われる大規模転用の多くが連担性の弱いとわかる。

連担性が低い転用のうちについて、現在においても周辺農地から独立しているものと、最初に中規模に農地転用が起こり、後に周辺に他の転用が起こるものと二種類見られた。

6. 考察

二つの分析より長野県宮田村における農地転用の実態把握として以下に挙げる。

(1) 農地転用の全体傾向

圃場整備終了後の長野県宮田村における農地転用は平成6年をピークに減少傾向にある。しかし、転用農地の面積は増加傾向にあり、一件あたりの転用面積が増加している。これは近年「宅地分譲・建売住宅」の割合が増加していることに起因しており、個人から個人への土地の提供が不動産屋建設会社への大規模な提供へと変化していることがわかった。

(2) 職業から見る農地転用の発生傾向

土地の提供側として最も大きい割合を占めるのは「農家」であり、宮田村における農地転用は農家→非農家への土地の提供によって成り立ってきたとわかる。しかし、近年は「会社員・公務員・団体職員」の割合が増加してきている。これを転用理由から読み解くと農業の担い手不足により非農家の農地を持て余してしまうケース、非農家である子世代に引き継いだ結果農業縮小せざるを得ず人の手に渡り宅地化するケース等が見られた。今後はより非農家による大規模な農地転用が増加すると考えられる。

(3) 転用理由から見る転用目的毎の当事者意識

申請書類に書かれる転用申請理由として、4条と5条では自身の同じ一般住宅においても転用理由が異なり、5条転用者の多くが借地から転居を伴う住居の新築を行なっており、4条転用者との転用に対する意識が異なる。また、個人対個人の転用と個人対事業者の転用では転用理由に書かれる内容の種類が異なり、個人ではなぜ自分が転用しなければならないかという「必然性」が記されるのに対し、事業者はなぜその土地を転用するかという「立地の適性」に対して言及していることがわかった。

(4) 既存宅地との連担性

転用農地の既存宅地との連担性を分析した結果連担性の弱い転用がピークである平成6年以降増加している傾向が見えた。これは、「一般住宅」の件数を「宅地分譲・建売住宅」が上回った結果であると考えられ、長野県宮田村においては、4条5条問わず、一般住宅による農地転用は比較的連担性が強く、不動産などによる宅地造成は既存宅地と関係のない立地に転用することがわかった。

(5) まとめ

長野県宮田村における農地転用は、農家から非農家に対する土地の提供が主だったのが、近年では農業の担い手の減少に伴って変化が起きてきた。今後、人口減少が始まっている宮田村において、農業の担い手不足による不使用農地の扱いと宅地分譲の需要を調整する仕組みづくりが求められる。

７． 補注・参考

参考

1) 鷹見智子,水口俊典：田園地域における法廷計画を補完する土地利用計画のあり方に関する研究-山形県飯豊町等を事例として-,日本都市計画学会学術研究論文集,vol.37,pp.817-822,2002
2) 藍澤宏,山下仁：土地の需要・供給関係からみた地目変換・所有権移転筆の分布変容と土地所有主体形成-農村地域における土地の利用域形成からみた土地利用計画に関する基礎的研究その1-,日本建築学会計画系論文集,No.408,pp.81-92,1990
3) 藍澤宏,山下仁：農村地域の社会立地性の相違による宅地筆域形成とその形成要件に関する研究-農村地域における土地の利用域形成からみた土地利用計画に関する基礎的研究その2-,日本建築学会計画系論文報告集,No.419,pp.69-78,1991
4) 星勉,山崎亮一 編著：伊那谷の地域農業システム 宮田方式と飯島方式, 筑波書房, 2015
5) 山崎亮一：失業と農業構造―長野県宮田村の事例から―、農業経済研究5第84巻 第4号, PP.203-218, 2013.
6) 木村和弘,近藤芳則：ホ場整備事業計画に対する農家意識―長野県宮田村の事例から―, 農業土木学会誌 vol.45 no.4,PP.237-242,1977.
7) 大村珠太郎：歴史的景観キャラクタライゼーションによる長野県宮田村の景観特性の把握に関する研究、早稲田大学卒業論文, 2014.
8) 大村珠太郎：長野県宮田村における土地利用の変遷と農地転用の実態把握に関する研究、早稲田大学大学院修士論文, 2016.
9) 藤居良夫,渥美浩和：地方都市縁辺部における都市開発と農地転用の動向,農業農村工学会論文集, No.253 , 99.61-71 ,1992
10) 鵜心治,井上聡,小林剛士,石村壽浩：農地転用と都市計画法第34条8号の3による市街化調整区域の開発動向-山口県防府市を事例として-,日本建築学会計画系論文集 第604号 .PP.77 -84 ,2006
11) 国土地理院地図データに一部加筆
12) 昭和45年宮田村総合開発計画,宮田村,1970
13) 昭和55年宮田村総合開発計画,宮田村,1980
14) 昭和60年宮田村総合開発計画,宮田村,1985
15) 宮田村第3次総合計画,宮田村,1990
16) 宮田村第4次総合計画,宮田村,2006
17) 宮田村第5次総合計画,宮田村,2016